

## 4 産地交付金の支援内容 ※現在の予定のものとなります

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p><b>輸出用米</b><br/>(新市場開拓用米)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○作付助成【<b>交付単価:20,000円/10a</b>】国設定単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷先との契約書及び出荷伝票等の提出が必要</li> <li>※コメ新市場開拓等促進事業と重複交付されません</li> </ul> </li> <li>○複数年契約助成【<b>交付単価:10,000円/10a</b>】国設定単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者と令和8～10年の期間を含む契約を新たに締結することが必要</li> <li>・コメ新市場開拓等促進事業の支援対象となっていること</li> <li>※複数年契約の初年度のみでの支援となる可能性が高い</li> <li>※既存契約分(令和6～8年・令和7～9年)は支援対象外</li> </ul> </li> <li>○低コスト生産支援【<b>交付単価:10,000円/10a</b>】県設定単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>低コスト生産につながる取組のうち、2つ以上に取り組みむことが必要</li> <li>①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗</li> <li>⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植 ⑦土壌診断を踏まえた施肥、土づくり</li> <li>⑧作期分散 ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理 ⑪多収性品種の導入</li> <li>⑫農業機械の共同利用 ⑬スマート農業機器の活用 ⑭取組拡大</li> <li>※取組の確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要</li> <li>※コメ新市場開拓等促進事業の取組を対象にすることができます</li> </ul> </li> </ul> |
| <p><b>加工用米</b></p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定生産支援【<b>交付単価:10,000円/10a</b>】県設定単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①または②のどちらかの取組を実施することが必要</li> <li>①実需者と令和6～8年、令和7～9年又は令和8～10年の期間を含む契約を締結することが必要(3年以上)</li> <li>②低コスト生産につながる次の取組のうち、2つ以上に取り組みむことが必要</li> <li>※取組内容は上記の「輸出用米 低コスト生産支援」と同じです</li> <li>※上記取組の確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要</li> <li>※②はコメ新市場開拓促進事業の取組を対象にすることができます</li> </ul> </li> <li>○安定生産支援(地域設定)【<b>交付単価:4,000円/10a</b>】(上限単価:6,000円) <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の①または②のどちらかの取組を実施することが必要</li> <li>①実需者と令和6～8年、令和7～9年又は令和8年～10年の期間を含む契約を締結することが必要(3年以上)</li> <li>②低コスト生産につながる次の取組のうち、2つ以上に取り組みむことが必要</li> <li>※取組内容は上記の「輸出用米 低コスト生産支援」と同じです</li> <li>※上記取組の確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要</li> <li>※コメ新市場開拓等促進事業(旧リノベ事業)と重複交付されません</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p><b>米粉用米</b></p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産性向上支援【<b>交付単価:10,000円/10a</b>】県設定単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上につながる次の取組のうち、2つ以上に取り組みむことが必要</li> <li>①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗</li> <li>⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植 ⑦土壌診断を踏まえた施肥、土づくり</li> <li>⑧作期分散 ⑨効率的な施肥 ⑩効率的な農薬処理</li> <li>⑪米粉用向け専用品種の導入 ⑫農業機械の共同利用</li> <li>⑬スマート農業機器の活用 ⑭取組拡大</li> <li>※上記取組の確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要</li> <li>※コメ新市場開拓促進事業の取組を対象にすることができます</li> </ul> </li> </ul>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>そば</p>   | <p>○作付助成【<b>交付単価:20,000円/10a</b>】国設定単価<br/>・出荷先との契約書及び出荷伝票等の書類提出が必要</p>  |
| <p>大豆</p>   | <p>○大豆振興助成【<b>交付単価:8,000円/10a</b>】(上限単価:11,000円)<br/>・大豆の『里のほほえみ』又は『エンレイ』を10a以上作付していること<br/>・大豆共済又は収入保険制度に加入していること<br/>・対象品種の種子購入伝票が必要<br/>・大豆が水田活用の直接支払交付金の対象となること</p> <p>○収量向上技術加算【<b>交付単価:14,000円/10a</b>】(上限単価18,000円)<br/>・以下の多収技術から2つ以上実施することが必要<br/>①種子処理剤(殺虫・殺菌剤) ②周囲明きよの施行<br/>③弾丸暗きよの実施 ④硬盤破砕 ⑤耕うん同時畝立て播種<br/>⑥中耕除草及び培土の2回実施<br/>・大豆共済又は収入保険制度に加入していること<br/>・多収技術実施の確認ができる作業日誌・伝票・写真の提出が必要<br/>・大豆が水田活用の直接支払交付金の対象となること</p>  |
| <p>WCS用稲<br/>飼料作物<br/>(生産性向上)</p>                   | <p>○生産性向上支援【<b>交付単価:5,000円/10a</b>】県設定単価<br/>・以下の生産性向上に資する取組を2つ以上実施することが必要</p> <p>【共通】・土壌診断を踏まえた施肥、土づくり ・スマート農業機器の活用<br/>・農業機械の共同利用 ・取組拡大 ・耕畜連携 ・飼料成分情報の提供<br/>・コントラクターへの作業委託 ・集積、団地化 ・担い手が行う取組</p> <p>【WCS用稲】・直播栽培 ・疎植栽培 ・高密度播種育苗栽培 ・プール育苗<br/>・温湯種子消毒 ・効率的な移植栽培 ・効率的な施肥 ・効率的な農薬処理<br/>・WCS用稲専用機の活用</p> <p>【飼料作物】・排水対策 ・中耕 ・不耕起播種(飼料とうもろこしに限る)<br/>・上記取組みの確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要<br/>・対象作物が水田活用の直接支払交付金の対象となること</p>   |
| <p>WCS用稲<br/>(地域内流通)</p>                            | <p>○地域内流通助成【<b>交付単価:2,000円/10a</b>】(上限単価:2,000円)<br/>・新規需要米取組計画の認定を受けていること<br/>・コントラクター組織を利用していること(組織との委託契約書等で確認)<br/>・以下の生産性向上に資する取組を3つ以上実施することが必要<br/>(うち1つの取組はコントラクター組織を利用すること)</p> <p>①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗<br/>⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培<br/>⑦土壌診断を踏まえた施肥、土づくり ⑧効率的な施肥<br/>⑨効率的な農薬処理 ⑩スマート農業機器の活用<br/>⑪農業機械の共同利用 ⑫取組拡大 ⑬耕畜連携<br/>⑭コントラクターへの作業委託 ⑮集積、団地化 ⑯担い手が行う取組<br/>⑰飼料成分情報の提供 ⑱WCS用稲専用機の活用 ⑲収穫作業の効率化<br/>※上記取組みの確認ができる作業日誌・伝票・写真などの提出が必要<br/>※WCS用稲が水田活用の直接支払交付金の対象となること</p> |
| <p>飼料作物<br/>飼料用米<br/>WCS用稲<br/>(耕畜連携の資源<br/>循環)</p> | <p>○耕畜連携助成【<b>交付単価:11,000円/10a</b>】(上限単価:13,000円)<br/>・佐渡市内の家畜の排泄物から生産された堆肥を、対象作物を作付けした<br/>又はする水田に当年度に規定量を散布すること<br/>・堆肥の散布量が2t/10a又は4m<sup>3</sup>/10a以上であること<br/>・飼料作物は市内の実需者と利用供給協定を締結していること、飼料用米<br/>とWCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること<br/>(生産者が実需者の場合は自家利用計画を策定していること)<br/>・対象となる作物が水田活用の直接支払交付金の対象となること</p>   |

## 4 産地交付金の支援内容(続き) ※現在の予定のものとなります

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>自給率向上<br/>作物</p> | <p>○作付助成【<b>交付単価:25,000円/10a</b>】(上限単価:32,000円)<br/>         ・野菜・花き・果樹等水田収益力強化ビジョンの自給率向上作物<br/>         ・出荷伝票等の書類提出が必要(果樹は新植後4年以内を対象)<br/>         ・アスパラガスは新植の年から交付対象とし、初年度は資材購入伝票の提出が必要(2年目からは出荷販売が要件)</p>  |
| <p>種苗類<br/>(採種)</p> | <p>○地域振興作物助成【<b>交付単価:28,000円/10a</b>】(上限単価:35,000円)<br/>         ・採種の種類はカンラン、かぼちゃ、大根、かぶ、白菜 等<br/>         ・出荷伝票等の提出が必要</p>   |
| <p>果 樹</p>          | <p>○地域振興作物助成【<b>交付単価:40,000円/10a</b>】(上限単価:50,000円)<br/>         ≪対象果樹≫<br/>         ①柿 ②西洋なし ③うめ ④おうとう ⑤いちじく ⑥りんご ⑦みかん<br/>         ⑧日本なし ⑨ぶどう ⑩ブルーベリー ⑪もも<br/>         以上11品目に限定し、新植後4年以内(植付年1年目)のものを対象とする<br/>         ・新植した際の、苗木の購入伝票等の提出が必要(交付初年度のみ)<br/>         ※自給率向上作物とは重複交付しない</p> |

### 【重要】産地交付金見直し内容等

R7年産から産地交付金の支援方針の見直しが行われ、県設定枠で非主食用米を中心に支援し、地域枠では県で支援しない作物を中心に支援することが基本となりました。R8年産についても支援メニューは昨年同様とし、3月時点の作付面積に応じて当初単価を変更しました。

#### ●地域支援メニュー変更点

- ①当協議会で単価を設定している項目について、上限単価の**8割程度**を目安に当初単価を設定。  
 ※今後、支払対象面積の増減や県からの追加配分の増額があった場合は、**単価調整により単価が増減する場合があります。**

#### ●県設定メニュー変更点

県設定メニューの変更は現時点ではありません。県内の作付面積に応じて、今後変更になる可能性があります。

#### ●注意点

- ①産地交付金の支援の内容については、現在、国・県と協議中であり最終的に国から水田収益力強化ビジョンが承認される必要があるため、**産地交付金の内容(支援メニュー、対象作物、単価、要件等)**が今後変更になる場合もあります。  
 ②今後、支払対象面積の増減や県からの追加配分があった場合は、**単価調整により単価が増減する場合があります。**(各メニューの上限単価が支払上限額になります)

≪問合せ先≫佐渡市農業再生協議会事務局 電話0259-63-5117  
 (佐渡市農林水産部 農業政策課 生産振興係)